

放課後児童支援員 都道府県認定資格研修

担当科目のポイントと留意点

1-②

放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護

【ねらい】

- 放課後児童健全育成事業の一般原則について理解している。
- 放課後児童クラブにおける権利擁護及び法令遵守の基本について理解している。
- 子ども家庭福祉の理念と子どもの権利についての基礎を学んでいる。

【ポイント】

主に、児童福祉法第33条の10、第33条の11及び第33条の12、児童の権利に関する条約、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条、第12条、第14条、第16条、第17条及び第19条、放課後児童クラブ運営指針第1章の3(4)の内容に基づいて学び、放課後児童健全育成事業の一般原則及び権利擁護、法令遵守の基本と子ども家庭福祉の理念について理解を促す。

【主な内容】(詳しくは通知本文を参照ください)

- 放課後児童健全育成事業の一般原則の内容
- 放課後児童クラブの社会的責任
- 放課後児童クラブにおける子どもへの虐待等の禁止と予防
- 子ども家庭福祉の理念と子どもの権利に関する基礎知識

【参照ページなど】

- 「運営指針解説書」運営指針第1章P19～33／第4章P129～146、第7章P183～202／設備運営基準P207～224
- 児童福祉法第33条の10、児童の権利に関する条約第19条
- 「研修教材」P29～36

【留意事項】

- 児童福祉法及び設備運営基準、運営指針に基づく放課後児童健全育成事業についての理解。
- 放課後児童クラブの社会的責任と権利擁護の関係の理解。
- 「法と倫理の関係」「職業倫理・職場倫理・運営主体の法令遵守」の理解。
- 「科目③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ」との連携。

3-⑧

放課後児童クラブに通う子どもの育成支援

【ねらい】

- 放課後児童クラブにおける育成支援の内容を理解している。
- 子どもの視点から見た育成支援のあり方について理解している。
- 育成支援の記録と職場内での事例検討の必要性について理解している。

【ポイント】

主に、放課後児童クラブ運営指針第1章の3(1)、(2)、第2章及び第3章の内容に基づいて学び、放課後児童クラブにおいて、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図るための育成支援の具体的な内容の理解を促す。

【主な内容】

- 放課後児童クラブにおける育成支援の基本
- 育成支援の内容
- 育成支援における記録及び職場内での事例検討

【参照ページなど】

- 「運営指針解説書」第2章P34～55／第3章P56～84／第7章3(1)P122～125
- 「研修教材」P72～79

【留意事項】

- 運営指針第2章と第3章の関わりを理解
- 放課後児童クラブでの「子どもの遊び及び生活」の全体像
- 育成支援の概念を運営指針に即して理解する
- 育成支援における「育成支援の記録」と「職場内での事例検討」の必要性
- 科目⑧と科目⑮のかかわり

3-⑨ 子どもの遊びの理解と支援

【ねらい】

- 子どもの生活における遊びの大切さについて理解している。
- 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びを行うことの大切さを理解している。
- 子どもの遊びへの放課後児童支援員の対応のあり方を理解している。

【ポイント】

主に、放課後児童クラブ運営指針第2章の4、5及び第3章の1の内容に基づいて学び、子どもの生活における遊びの大切さ及び子どもの遊びへの対応のあり方について理解を促す。また、講義に際して、「2-④」及び「2-⑤」の科目内容を活用することが望ましい。

【主な内容】

- 子どもの遊びと発達
- 子どもの遊びと仲間関係
- 子どもの遊びと環境
- 子どもの遊びと放課後児童支援員の関わり

【参照ページなど】

- 「運営指針解説書」第2章4・5P46～55／第3章1(4)③⑤P64～75／第6章1P159～163
- 「研修教材」P80～86

【留意事項】

- 運営指針第2章4、5及び第3章1③⑤⑥の活用
- 科目⑨、科目④、科目⑤の活用
- 放課後児童支援員等の遊びの場面でのかかわりの工夫(運営指針解説書P68～69コラムの活用)
- 放課後児童クラブとして子どもの遊び環境を豊かにする工夫

3-⑩ 障害のある子どもの育成支援

【ねらい】

- 障害のある子どもの育成支援のあり方について理解している。
- 障害のある子どもの保護者との連携のあり方について理解している。
- 専門機関等との連携のあり方について理解している。

【ポイント】

主に、放課後児童クラブ運営指針第3章の2、4(2)及び(3)などの内容に基づいて学び、子ども同士が生活を通して共に成長できるように、障害のある子どもの育成支援のあり方や保護者との連携のあり方などについて理解を促す。また、講義に際して、「2-⑥」の科目内容を活用することが望ましい。

【主な内容】

- 障害のある子どもの育成支援
- 障害のある子どもの保護者との連携
- 障害のある子どもの育成支援における倫理的配慮と職員間の共通理解
- 専門機関等との連携

【参照ページなど】

- 障害者基本法及び関連する法令／障害者の権利に関する条約
- 「運営指針解説書」運営指針第3章2・3 P85～114／第5章P147～149
- 「研修教材」P87～92

【留意事項】

- 障害児を受け入れている放課後児童クラブの現状と科目⑩の役割
(参照)「平成28年度放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況」13、14、15
- 障害者の権利条約と国内法、関連施策
- 科目⑥の活用
- 障害のある子どもの保護者との連携の課題
- 専門機関等との連携

平成28年度放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)の実施状況

13 障害児受入数別クラブ数の状況

(か所)

受入数	平成 28 年		平成 27 年		増減
1人	5,127	(39.7%)	5,008	(41.2%)	119
2人	3,192	(24.7%)	2,981	(24.5%)	211
3人	1,827	(14.1%)	1,691	(13.9%)	136
4人	1,042	(8.1%)	926	(7.6%)	116
5人以上	1,738	(13.4%)	1,560	(12.8%)	178
計	12,926	(100.0%)	12,166	(100.0%)	760

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:全クラブ数に対して、障害児を受け入れているクラブの割合は、28年:54.7%、27年:53.8%である。

14 障害児受入の定員設定別クラブ数の状況

(か所)

定員設定の有無	平成 28 年		平成 27 年		増減
障害児受入の 定員無し	9,566	(74.0%)	9,149	(75.2%)	417
障害児受入の 定員有り	3,360	(26.0%)	3,017	(24.8%)	343
計	12,926	(100.0%)	12,166	(100.0%)	760

注:()内は各年の総数に対する割合である。

15 障害児の学年別登録児童数の状況

(人)

学年	平成 28 年		平成 27 年		増減
小学1年生	7,969	(24.1%)	7,462	(24.6%)	507
小学2年生	8,338	(25.2%)	7,928	(26.1%)	410
小学3年生	7,387	(22.3%)	6,928	(22.8%)	459
小学4年生	4,645	(14.1%)	4,007	(13.2%)	638
小学5年生	2,762	(8.4%)	2,308	(7.6%)	454
小学6年生	1,755	(5.3%)	1,634	(5.4%)	121
その他	202	(0.6%)	85	(0.3%)	117
計	33,058	(100.0%)	30,352	(100.0%)	2,706

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:全登録児童数に対する障害児の登録児童数の割合は、28年:3.0%、27年:3.0%である。

4－⑪ 保護者との連携・協力と相談支援

【ねらい】

- 保護者との連携のあり方について理解している。
- 保護者組織との連携のあり方について理解している。
- 保護者からの相談への対応のあり方を学んでいる。

【ポイント】

主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第19条、放課後児童クラブ運営指針第1章の3(2)、第3章の1(4)⑨及び4の内容に基づいて学び、保護者や保護者組織との連携のあり方や保護者からの相談への対応に当たって配慮することなどの理解を促す。

【主な内容】

- 保護者との連携
- 保護者組織との連携
- 保護者からの相談への対応

【参照ページなど】

- 「運営指針解説書」第1章3(2)27～28／第3章1(4)9P83～84、4P115～121、5(1)P122～125／
設備運営基準P207～224
- 「研修教材」P93～97

【留意事項】

- 放課後児童クラブにおける「保護者との連携・協力」
- 「子どもの遊びや生活の様子を日常的に保護者に伝える」ことの必要性の理解
- 「保護者との連携・協力」と「保護者からの相談」の関係
- 放課後児童クラブにおける保護者組織との連携の必要性

4－⑫ 学校・地域との連携

【ねらい】

- 学校との連携の必要性とそのあり方について理解している。
- 保育所、幼稚園等との連携の必要性とそのあり方について理解している。
- 地域との連携の必要性とそのあり方について理解している。

【ポイント】

主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条第3項及び第20条、放課後児童クラブ運営指針第5章の内容に基づいて学び、学校や保育所、幼稚園及び地域住民や関係機関等地域との連携のあり方や連携に当たって考慮すべきことなどの理解を促す。

【主な内容】

1. 学校との連携
2. 保育所、幼稚園等との連携
3. 地域住民や関係機関等との連携
4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

【参照ページなど】

- 「運営指針解説書」設備運営基準P207～224 / 運営指針第1章3(2)P27～28、第5章P147～158
- 「研修教材」P98～103 / 「放課後子ども総合プランについて」P188～193

【留意事項】

- 運営指針第5章に準拠した講義の組み立て
- 「主な内容」に独立した項目が多い(4項目)ことから時間配分の工夫が必要
- 「4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ」の理解と活用する資料の準備

5-⑬ 子どもの生活面における対応

【ねらい】

- 子どもの健康管理及び情緒の安定を確保することの必要性とそのあり方を理解している。
- 子どもの健康維持のための衛生管理について理解している。
- 食物アレルギー等への対応に関する必要な知識を学んでいる。

【ポイント】

主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第13条、放課後児童クラブ運営指針第3章の1(4)⑦、第6章の1(2)及び2(1)の内容に基づいて学び、子どもの健康管理、情緒の安定及び確保のあり方と食物アレルギー等への対応について理解を促す。なお、その際、「子どもの施設における衛生管理と衛生指導の知識」及び「食物アレルギーと救急対応の知識」については、その分野における関連資料を活用して行うことが望ましい。

【主な内容】

- 子どもの健康管理及び情緒の安定
- 子どもの健康管理に関する保護者との連絡や学校との連携
- 衛生管理と衛生指導
- 食物アレルギーのある子ども等への対応

【参照ページなど】

- 「運営指針解説書」運営指針 第3章1(4)②P61～63／⑦P76～79／⑨P83～84／第6章2P164～171
／設備運営基準第20条 P212
- 「研修教材」P104～110
- アレルギー疾患対策基本法及び関係通知（〔解説書〕P78～79参照）

【留意事項】

- 「放課後児童支援員等（放課後児童指導員）」がこの講義を担当する際の留意事項
- 「食物アレルギーのある子ども等への対応」における危機管理の必要性
- 法令及び運営指針解説書の「参考情報」「コラム」の活用

5－⑭ 安全対策・緊急時対応

【ねらい】

- 安全対策及び緊急時対応のあり方について理解している。
- 安全対策及び緊急時対応についての具体的な取り組みの内容について理解している。
- 安全対策及び緊急時対応を行う際に知っておくべき法令等について理解している。

【ポイント】

主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条第5項、第6条、第13条及び第21条、放課後児童クラブ運営指針第3章の1(4)⑧、第6章の2(2)、(3)及び(4)の内容に基づいて学び、放課後児童クラブにおける非常災害対策や緊急時、事故発生時の対応などについて理解を促す。その際、市町村の安全対策及び緊急時対応の実際例を活用して行うことが望ましい。

【主な内容】

- 放課後児童クラブにおける子どもの安全
- 安全対策及び緊急時対応の内容
- 安全対策及び緊急時対応の留意事項

【参照ページなど】

- 「運営指針解説書」運営指針 第1章3(1)、P80～83／第6章2、P167～182
- 「研修教材」P111～117

【留意事項】

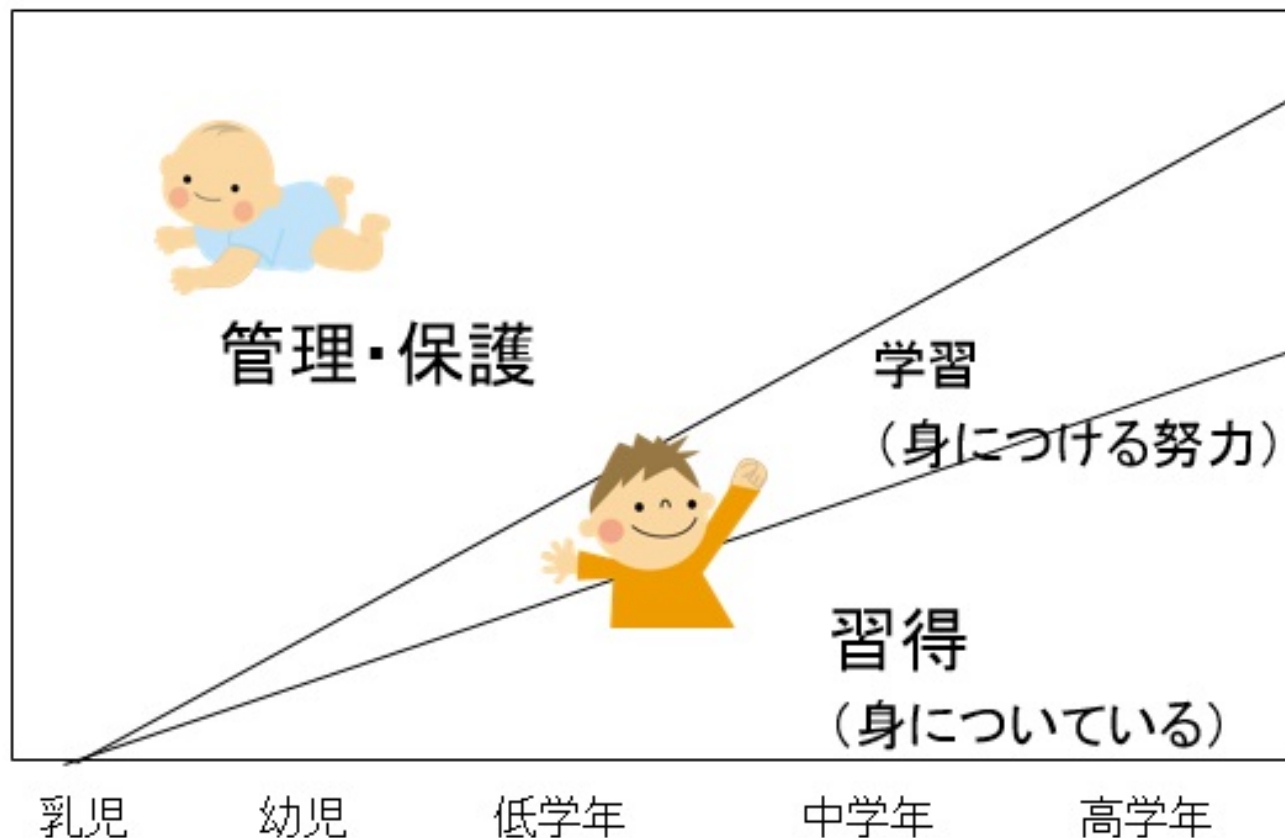
- 科目内容に設備運営基準、運営指針の中での該当項目が多いため時間配分の工夫が必要
- 安全対策・緊急時対応については、整備が進んでいる市町村が多いので、情報を収集して活用する
- 運営指針第1章3(1)の「～安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていく～」の記述の理解(次ページ参照)

安全対応能力

- ① 直接の危険と潜在危険に気づく
- ② 潜在危険を取り除いたり回避したりする(複数の潜在危険を重なりあわせない)
- ③ 万一事故になってもケガ(被害)しない
- ④ 被災(ケガ)を最小限にする(応急処置、助けを呼ぶ 等)

※ 求められる安全対応能力は発達や環境に応じて変化していく。

子どもの安全対応能力の発達



6－⑮ 放課後児童支援員の仕事内容

【ねらい】

- 放課後児童支援員の仕事内容と求められる資質及び技能について理解している。
- 放課後児童支援員の育成支援以外の職務の内容について理解している。
- 放課後児童クラブにおける職員集団のあり方と職場倫理について理解している。

【ポイント】

主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第7条及び第8条、放課後児童クラブ運営指針第3章、第4章の5及び第7章の3の内容に基づいて学び、放課後児童支援員としての役割や求められる資質及び技能などについて理解を促す。

また、講義に際して、「1－②」、「3－⑧」及び「6－⑮」の科目内容を活用することが望ましい。

【主な内容】

- 放課後児童支援員の仕事内容
- 放課後児童支援員に求められる資質及び技能
- 放課後児童クラブにおける職員集団のあり方
- 放課後児童支援員の社会的責任と職場倫理

【参照ページなど】

- 「運営指針解説書」運営指針第1章3、P26～33／第3章、P56～128／第4章、P129～131
／第7章、P183～206
- 「研修教材」P118～125

【留意事項】

- 「放課後児童支援員の仕事内容」と「育成支援」の関わり
- 科目②、科目⑧、科目⑮の科目内容の活用
- 運営指針第7章1・2・3を関連づけて理解する
- 「自己研鑽」と「研修」、それぞれの必要性
- 放課後児童クラブにおける職場集団の特徴の理解
- 「明文化した職場倫理」の必要性

6-⑬

放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

【ねらい】

- 放課後児童クラブの運営管理の内容について理解している。
- 要望及び苦情への対応のあり方について理解している。
- 運営主体の人権の尊重と法令の遵守のあり方について理解している。

【ポイント】

主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条第2項及び第4項、第11条、第14条及び第17条、放課後児童クラブ運営指針第4章、第7章の1及び2の内容に基づいて学び、放課後児童クラブの運営管理に当たって留意すべき事項、要望及び苦情への取り組みのあり方、運営主体が行わなければならない人権の尊重と法令遵守のあり方及び取り組みなどについて理解を促す。

また、講義に際して、「1-②」及び「6-⑬」の科目内容を活用することが望ましい。

【主な内容】

- 放課後児童クラブの運営管理
- 利用内容等の説明責任と要望及び苦情への取り組み
- 運営内容の自己評価と公表
- 運営主体の人権の尊重と法令の遵守(個人情報保護等)

【参照ページなど】

- 「運営指針解説書」運営指針第1章、P19～33／第4章、P129～146／第7章、P183～206／設備運営基準P207～224
- 「研修教材」P126～134

【留意事項】

- 設備運営基準が求める倫理法令遵守の内容(市町村の設備及び運営の基準に関する条例の内容)の理解
- 科目⑧との連携および「科目②」「科目⑬」の内容の活用
- 運営主体の倫理法令遵守の全体像の理解
- 「運営指針研修教材」のコラムP186～187]「研修教材」のポイント解説P132～134」の活用